



2023年6月23日

各位

会社名 株式会社 P A L T A C  
代表者名 代表取締役社長 吉田 拓也  
(コード番号:8283 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役専務執行役員 嶋田 政治  
経営企画本部長  
(TEL. 06-4793-1090)

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社メディパルホールディングスについて、支配株主等に関する事項は下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2023年3月31日現在)

| 名称                | 属性  | 議決権保有割合 (%) |       |       | 発行する株式が上場されている金融商品取引所等 |
|-------------------|-----|-------------|-------|-------|------------------------|
|                   |     | 直接保有分       | 合算対象分 | 計     |                        |
| 株式会社メディパルホールディングス | 親会社 | 50.72       | —     | 50.72 | 株式会社東京証券取引所<br>プライム市場  |

#### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

株式会社メディパルホールディングスは、当社議決権の過半を有する親会社であります。親会社グループは、「医療と健康、美」の流通で社会に貢献することを目指し、主な事業として「医療用医薬品等卸売事業」、「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」、「動物用医薬品・食品加工原材料卸売等関連事業」を営んでおります。当社は、そのなかで「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」を専属的に担っており、他のグループ企業とは取扱商品や流通形態等が大きく異なることから、当社との間に競合関係は存在せず、親会社グループから影響を受けることなく独自に営業活動を行っております。

ガバナンス面における当社の事業戦略、人事政策等の経営判断につきましては、全て当社が独立して主体的に検討のうえ決定しており、当社取締役会の決定が、グループ内の最終決定となっております。また、当社役員につきましては、親会社グループからの受け入れはなく、独立した社外役員を積極的に登用し、取締役の過半数が独立社外取締役となっております。なお、適切なグループガバナンス維持のため、当社の取締役1名が親会社の取締役を兼務しております。

一方で、親会社においても、少数株主の権利保護をはじめ当社の独立性確保は重要であると認識しており、「グループ会社基本規程」（適切なグループガバナンスの確保に向け制定された規程）のなかで、当社に対しては「独立性を確保し、独自の資金調達、迅速な意思決定のもと積極的に事業展開を図ることで企業価値を向上させることがグループ経営の観点からも望ましい」と明記しており、併せて当社事業にかかわる意思決定については当社の取締役会がグループのなかでの最終意思決定機関である旨が明確になっております。

以上により、親会社グループからの一定の独立性は確保されているものと認識しております。

なお、上場企業としての独立性と親会社グループのグループガバナンスとのバランスの最適化が従前以上に重要になるとの考えから、2023年6月23日開催の当社定時株主総会において、親会社の常務取締役左近祐史氏を当社取締役として選任しております。

### 3. 支配株主等との取引に関する事項

2023年3月期（2022年4月1日～2023年3月31日）

| 属性  | 会社等の名称                | 所在地        | 資本金<br>(百万円) | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係            | 取引の<br>内容   | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------------|------------|--------------|---------------------------|--------------------------|-------------|---------------|----|---------------|
| 親会社 | 株式会社メディパル<br>ホールディングス | 東京都<br>中央区 | 22,398       | (被所有)<br>直接 50.72         | 保険料等の<br>支払・受取<br>役員の兼任等 | 保険料<br>の支払  | 14            | —  | —             |
|     |                       |            |              |                           |                          | 保険金等<br>の受取 | 6             | —  | —             |

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引の内容について

保険料の支払及び保険金等の受取は、グループ団体保険に関するもので、グループ団体保険の窓口である親会社を通じて支払、または受取しているものであります。

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引条件等については、客観的な情報をもとに合理的に決定しており、一般的な取引条件と著しく相違しないことを十分に確認し決定しております。

以 上